

MMRC
DISCUSSION PAPER SERIES

MMRC-J-46

パチンコ産業における特許プールの成立

東京大学大学院経済学研究科
韓 載 香

2005 年 8 月



東京大学21世紀COE [整備済]
ものづくり経営研究センター

パチンコ産業における特許プールの成立

東京大学大学院経済学研究科

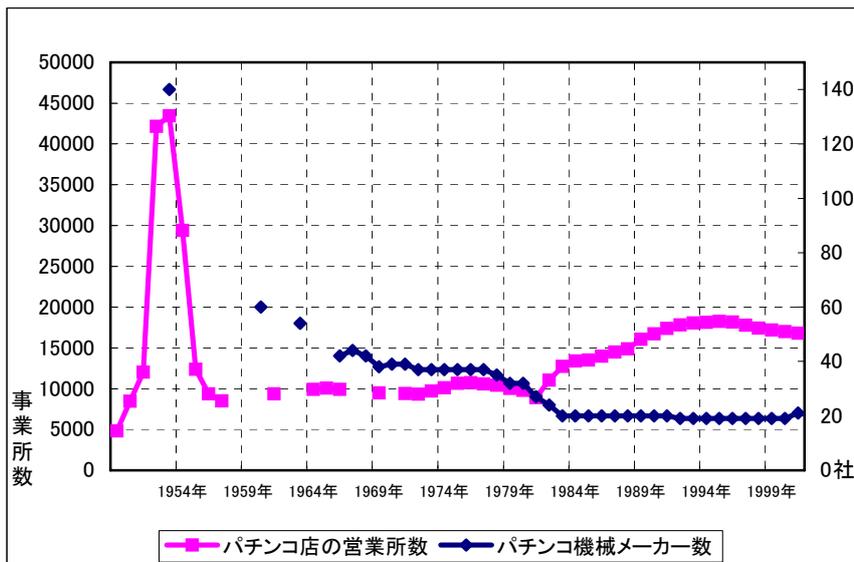
韓 載香

2005年8月

はじめに - パチンコ産業発展の50年史の概略 -

戦後のパチンコ産業発展史は、日本全国のホール数とメーカー数の動向から、三つの時代に分けられる。警察庁によって最初の調査が行われた1949年から60年までの第1期、61年から80年までの第2期、81年以降の第3期である（図1）。

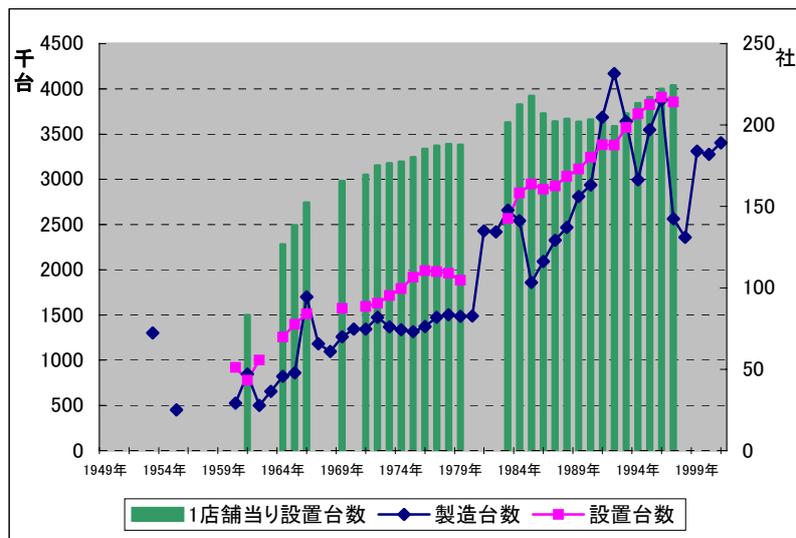
図1 パチンコホールとメーカー数の推移



資料) 日本遊技機工業組合提供

まず第1期（～1960年）創成期では、50年代前半におけるパチンコホール数の激しい変動が見られる。1949年では全国で4000軒に過ぎなかった事業所数が、ピーク時の53年には4万軒以上に達しながら、その後1年が経たないうちに半減し、57年には、9000軒を割って底を打った。一方、メーカー数は、最多と見られる53年以降の様子が図示されているが、ホール数に連動して急減している。こうした激しいアップダウンは、射幸性の高い機械の開発と、警察庁による連発式機械の禁止という規制に基づく¹。第2期は、1980年までの約20年間である。ホール数が、第1期の短期間に急減した後、一応横這いに転じているのに反して、メーカー数は、1980年以降の安定期を迎えるまで退出が参入を上回り、減少が続いた。第3期は、ホール数が増加に転じ、メーカー数の減少もようやく終止符をうって、20社体制が確立した、1980年以降である。ホール数の増加に示される1980年代以降の成長は、フィーバー機の開発によってもたらされた。フィーバー機の登場によって、第3期に、パチンコ産業の構造は大きく変化したと推察される。

図2 第3期の構造変化（パチンコ製造（販売）台数）



資料)1960年～62年の生産台数は、日本遊技機組合『昭和35年度決算(定期)総会』『昭和36年度決算(定期)総会』『昭和37年度決算(定期)総会』の損益決算表より算出。昭和35年、37年は、推定値(日本遊技機組合『経営実体調査』1963年より)東京都遊技場組合連合会・東京都遊技業協同組合『凌宮』(1999年、154頁)、『全遊連弘報』(昭和43年2月15日「パチンコ遊技機備付台数等比較表」、昭和43年9月15日「店舗数・備付台数前年度比較表」)より作成。その他は、日本遊技機工業組合提供

¹ 日本遊技機工業組合『30年のあゆみ』1990年、23-24頁、「隆盛時代から連発禁止前後」全遊連(協)『25年史』1977年、148-165頁、「低迷時代から復興へ」同前、166-188頁。「連発禁止後の業界再興時代を語る」『東京都遊連(協)30年史』1981年、233-251頁。当該期については別稿を準備中である。

パチンコ産業における特許プールの成立

図2は、パチンコ製造台数と設置台数の推移を示すものである。機械の年間平均取替回数が1回未満なら、年間製造台数は設置台数を下回るが、逆に製造台数が設置台数を越えた三つの山に注目したい。これらは、人気機種の開発と規制に関連していた。例えば、第1の山、1966年単年度の製造台数の急増は、規制緩和による役物²の認可を背景にした、チューリップの全国人気を反映していた³。第2の80年代前半の製造台数の急増は、フィーバー機の登場によるものである。前掲図1でホール数が再び増加に転じた時期であり、市場が急拡大し、設置台数を大きく押し上げる結果をもたらした。もっともその後急減が認められ、かつて見られなかった製造台数の激変をも招いた。これは、フィーバー機の需要が一巡したことと、人気をもたらした高い射幸性に対する警察当局の取り締まりを先取りした業界の自主規制⁴によって、生産が抑えられた結果であった。こうした対応を余儀なくしたフィーバー機とは、パチンコ機械に体系的な確率プログラムを導入した点で革新的なものであった。第3の1991～93年は、CR機の導入とともに射幸性が高い機械が登場した時期であるが、93年10月から検定機（連ちゃん機）の販売を自粛し、よって94年に製造台数は急減した⁵。製造台数の急増と急減、その後の揺り戻しは、設置台数の動きと異なる。製造台数と設置台数の推移は、80年を境にして、二つがほぼ連動していたそれ以前に対し、以後は、急激な市場拡大と自主規制がせめぎあう激しい変動を伴いながら、乖離する傾向へと変化した。

こうして見てくると、第1期の激しい参入と退出、第2期の停滞期、第3期の新機種開発にともなう成長期のそれぞれについて、個別に分析を必要とすることが明らかであろうが、本稿では、そうした時期ごとの差違を踏まえながら、変動の激しい二つの時期に挟まれた第2期に焦点を当てる。

上述の長期的な視点からも明らかのように、パチンコ産業の趨勢を規定するのは、常に、パチンコ機械に対する公的な規制と、新しい機械の出現であった。第2期の開始を画したのは連発機の禁止であった。そして、第3期を特徴づけたのは革新的な機械開発であり、その前提となったのは、1969年の機械の規制緩和であった。公的規制の持つ意味は決定的であ

² パチンコ機械で、アナログ式に大当たりを判定したり、玉を振り分けたりする装置。(用語辞典、pachinkovillage.Co.,Ltd.)

³ 役物的一种であるチューリップは、1960年に登場したが、66年の機械基準の緩和によって36種の「役物」使用が許可されるとともに、全国的に伝播した(日本遊技機工業組合『25年のあゆみ』1980年、24-25頁)。ちなみに当時は、機械の販売には各都道府県の公安委員会による許認可が必要であった。これらの規制については、準備中の1950年代を巡る別稿で取り上げるが、さしあたり、韓載香「1960～70年代におけるパチンコ機械メーカーの競争構造」東京大学COEものづくり経営研究センターMMRC Discussion Paper No. 38を参照されたい。

⁴ 1982年、ホールごとのフィーバータイプ機の導入を、30%以内に限定した(日本遊技機工業組合前掲書、26-27頁)。

⁵ 日本遊技機組合『35年のあゆみ』1995年、37頁。

ったといえよう。ただし、規制がどのように影響したのか、その実態を明らかにしないかぎり、当該産業のあり様を説明できたとはいえない。例えば、1969年の規制緩和は、結果としてフィーバー機を生み出す開発を企業に促したが、その関連は自明ではない。1960年代に蔓延した模造品の規制が、有力企業にとっては重要な問題であり、翻って業界全体で考えれば、むしろ開発を疎外する可能性もあったからである。この意味で、規制緩和によって開発が促進される前提として、1960年代に進行したメーカーの組織化の重要性を指摘しなければならない。従って、規制とその変化も、メーカー開発に関する産業独自のあり方に即した分析によって、はじめて意味付けがされよう。

そこで、本稿では機械メーカー間競争構造の検討を企図しつつ、パチンコ機械産業において特許プールの役割を担った日本遊技機特許運営連盟（以下、日特連）に焦点を当てる。日特連は、1997年に公正取引委員会から、メーカー間の競争を制限し、新規参入を妨害しているなどの理由に基づいて排除勧告を受け⁶、同年解散、1959年の結成以来およそ40年間の役割を終えた。競争制限的な機能を果たしていると指摘され、解散に追い込まれた日特連の活動と機能が、1990年代半ばにおいて、果たして指摘の通りであったかどうかは、別の検討を要するが、少なくとも、こうした特許プールの存在は、その創立以来パチンコ機械製造業における競争構造に、何らかの影響を与えてきたと推測することは許されるであろう。パチンコ産業の特徴を規定した、規制問題と機械の開発問題に対する業界の対応が、競争構造に反映されているという見通しに基づき、この具体的なあり方を、日特連を通して明らかにする。具体的には、まず日特連の成立過程を分析し、その設立の背景や求められた機能、そして果たした役割を明らかにしたい。

ここで、本稿で想定している開発と特許の関連について予め述べる。パチンコ製造における開発とは、メーカーが毎年、毎期の販売に応じて、あるストーリーや個性を持った機種を作り上げていく、その過程における一連の企業活動である。従って、開発はパチンコ機械1台全体に係っている。これに対して特許は、新規性をもったある構造（部品）に付加されたものであって、1台全体が特許になるわけではない。特許部品等は、開発において、イメージされたアイデアやスペックを具現する手段になる。逆に、ストーリーを具体化する開発の過程で、特許が生れる（発案）こともある。特許は、日々メーカーが行なっている開発の過程で、結果として生み出されるのであり、だからこそ、開発の成果を安易な模倣によって奪われないための有力な手段となりえるのだ。しかし、特許が構造（部品）にかかわるなら、他社が新製品開発にあたってその特許を利用することも可能になり、そのためにも、画期的な特許には、実施権取得が必要となる。ゆえに、特許をめぐるメーカー間の関係は、対抗と相互

⁶ 公正取引委員会「審決」、同「勧告書」（1997年（勸）第5号）

パチンコ産業における特許プールの成立

依存の二面性を持つ。こうした背景を踏まえれば、特許プールの生成は自然といえよう。日特連はまさにそうした特許プールとして生まれ、各メーカーは、開発の結果として得た特許を、日特連を通して管理することになる。では、それはどのような方法によったのか、メーカーは日特連に何を期待していたのか、以下で検討していく。

1. 日特連の設立—その背景

日特連は、パチンコ機械業界の関連特許をプールし、実施権契約などの特許管理を行う組織として、1959年6月3日（61年6月に法人化）に結成された。プールの形態は、参加企業が持つ特許の買い上げ、あるいは自ら業界内の有力な特許を発掘・研究し、その特許権を取得するなど、「保有」を基本にしていた。

同組織の結成には、次のような背景があった。

1-1 特許紛争

第一には、特許紛争に接した業界による直接の対応である。業界における特許問題は、パチンコ産業が急成長する1950年代初頭に始まった。当時の業界紙などから知ることのできる特許関係の事件を追跡すると、それまで余り重視されていなかったと思われる特許権に関わる同業者間の紛争が、1950年代にはいつて激しさを増すようになった。なかでも業界全体に大きな影響を及ぼした事件を一覧表にしたのが**表1**である。一連の特許紛争の発端は、1953年に、当時最も注目されていたメーカー、豊国遊機製作所（以下、豊国と略称）が、パチンコ機械の基本構造に関連する特許を主張した訴訟であった。

豊国は、1952年に「機関銃」という画期的な機械を開発して、業界に衝撃を与えていた。早打ちが出来る構造をもち、従来に比べて射幸性が著しく高いこの機械は、第1期（1950年代）にパチンコ市場が急拡大した一要因とされるほどであった。豊国の技術の中心であった「循環機構」の特許は、パチンコ機械の基本構造に係るもので、適用範囲も広く、この技術を回避して機械を作るのは困難であった。そのため、本来であれば同社からの許諾を得て製造すべきだったにもかかわらず、「豊国号のニセモノ横行」と報じられるような、豊国の新機構を模倣した製品が出回り、豊国は重大な特許権侵害として、法的手段に訴えた（事件①）。この事件の結果について詳細は明らかではないが、他のケースの経過から判断して、豊国の勝訴と考えられる。その根拠としては、事件②で豊国の特許権が幅広く認められ、その特許権を巡って、後述の事件④のように紛争が繰り返されている。

韓 載 香

表1 特許をめぐる問題——日本特許運営連盟の結成まで

1953年	事件① 機関銃式の偽物に対する特許・新案権利侵害事件	原告：豊国 / 被告：中央製作所 ＜経過＞ 特許、新案の権利侵害に対する証拠保全の費用請求 1953年に入ってから「豊国号のニセモノ」が横行した。この対策として豊国は、特許権侵害に就いて内容書面を送り、工場の証拠保全などを行った。同社によると、豊国号機関銃式の偽物を買って困っている人々の擁護であった。 請求金額：証拠保全に要した78万円+新案登録に対する数百万円請求	特許紛争の始まり
	事件② 逆行球排出装置の新案訴訟-豊国に対する組合の対抗訴訟による異議申請(豊国対組合)	原告：豊国産業株式会社(組合意見)/ 被告：豊国 内容：循環皿にまで範囲を及ぼす豊国の特許、第210472号(1952年2月19日提出、1953年2月19日公告)に対する無効審判訴訟。 ＜経過＞ 東京遊技機製造工業組合の対応、この特許が登録されると、豊国以外の全メーカーが現在の循環皿を作れなくなる。(1953年4月16日、石原異議の申請を出して争うことと決定) ②審決：豊国の勝訴「注文 申請人の申し立ては成り立たない。審判費用は請求人の負担とする。」(1954年3月24日)	
1954年	事件③ 豊国・鈴木事件	原告：関西遊技株式会社(組合意見)/ 被告：豊国 審決：豊国の勝訴「注文 この豊国異議の申し立ては理由がないものと決定する。証拠調の費用は異議申し立て人関西遊技株式会社負担とする。」(1954年5月15日)	特許紛争の激化
1955年	事件④ 豊国に対する組合の対抗訴訟による異議申請(豊国対組合)	原告：報告遊技製作所 / 被告：鈴木商会 判決：一、被告(鈴木商会)は原告(豊国)が有する実用新案権、特許権に抵触する機械並びに商品の製作販売及び使用をしてはならない、二、特許権に抵触する構造を抵触する機械は直ちに廃棄しなければならない、三、被告は原告の指示する新聞紙上に謝罪広告を掲載しなければならない、四、被告は原告に対しその製造販売した機械一台当たり金3千2百円の割合による損害金を支払わなければならない。… 6月 事件内容：豊国が工組および業界への通告・日刊新聞への警告・業界新聞への声明書(特許問題に対する意見表示)や全工連、名古屋西組合武内組合長、関東工組中島組合長、西陣商会側よりの意見の発表→委員会結成、交渉 ＜経過＞ (10月8日付)「共同声明」発表 組合は特許、新案権問題に関しては業界の発展向上のために、発明考案を奨励しその権利を尊重する。 訴訟 原告：豊国/被告：竹屋商会(組合)	
1956年	価格問題	3月21日全国遊技機工業組合 総会決定：会員証を機械に貼付	特許紛争の解決策として、価格問題の尊重と換期
	事件④の結果-示談で解決 特許契約① 豊国・西陣 模造品の続出	審決：訴訟取下げと、竹屋商会が豊国に対して損害賠償を支払う。 7月5日 声明書発表：特許を尊重するという気運 9月25日 「都内に現れた 西陣商会の類似品」 3月26日 全工連総会、価格維持運営委員会結成を決定	
1957年	特許契約② 西陣ジニットグループ結成	6月3日 ジニット協会の結成「社告 ジニット機の新製品は、左記のメーカーよりお買い上げください。左記の各社とのジニットの技術協定をしております。西陣コンマーシャル株式会社」(1957年7月25日)	価格問題の解決策としての日特連の結成
	特許契約③ 特許・模案件実施契約 豊国遊機六社と締結	9月29日 日本遊技機発明実施懇話会と日本遊技機研究協会が価格問題・偽物の撲滅について、特許使用に合意 日本遊技機研究協会：豊国特許を認めず、無効審判に関わった業者中心。 日本遊技機発明実施懇話会：9月20日結成。豊国の権利をもって価格維持を図るため結成。考案者(豊国)の権利を尊重する立場で、西陣や平和など、豊国と豊国の権利の実施契約を結んだ企業を中心であった。 代表者の結成趣旨の説明-「連発禁止以後難しい基準のなかで、類似粗製品の乱売を防ぎたいというのが本旨である。従来の全工連の価格維持が、事実上徹底していなかったため、価格の厳守を具体的に特許に裏づけをする方法をとった」。 メンバー：豊国遊技製作所、平和商会、西陣、武内商会、正村商会、マルダイ製作所、東海産業、大山式遊技機製作所、進栄商会、長崎商会(10社) 10月25日 (全工連理事会)適正価格推進委員会結成を決定	
1958年	特許事件⑤ 倉田セル対組合	5月15日 倉田セルが、奥村遊機株式会社に対して証拠保全の通達。 ＜経過＞ 話し合いが決裂した場合、新案の無効審判提起を決定。組合として、戸田、芳賀、内々島さん氏の権利の使用方法を討議。全工連の証紙を貼って協力費の裏づけとする案に仮決定。	価格問題の解決策としての日特連の結成
	特許契約④ 平和コミックグループ結成(11月25日)	「… 昨年平和商会がコミック… 業界に非常に人気を呼び、殆ど全国的な規模を以って愛用されるように至り、各社においてこのアイデアの採用が進められているが、その権利使用料については、去る9月展示会の際に戸田全工連会長と中島平和商会社長との話し合いの結果、当初の使用料よりかなり安い価格で了解がついた。」「愛工組臨時総会 特許、物品税問題を討議」『遊技通信』1958年10月15日付 「(全工連会長戸田)平和商会考案になるコミックゲートは… やく物のなかで画期的なもの… メーカーの全般の動きとしても、コミック権利の尊重、確認という動きがあり、… (平和の中島) 台当り20円頂上証紙貼付の方法でやりたいとの結論… 権利行使の目的は遊技機価格の維持の推進にあるので、方法その他は全工連に一任したい」とされ、事務その他は全工連に一任された。… (他社の特許権ともあつた) … 尊重すべきものである。ただどの程度普及するか不明であるが、全工連としてあつてほしい方針である。かくすることにより… 新型機が成長し、業界の発展に直結することになる。契約の金額その他は各社により区々であるが、なるべく全メーカーの新型機と権利締結をいたしたい。」(「東京工組理事会 平和(コミック)と特許権締結へ」『遊技通信』1958年11月25日付)	
1959年	価格問題と特許	適正価格維持策に就て「工業所有権の適正運用で！(武内)工業所有権を適正に運用することですね。これを最高度に活用するならば、相当の重圧が加えられると思う。納税証紙の貼付もよいが、これは抜け道があると思う。工業所有権を適正に運用するならば、納税証紙以上に効果が上がると思っています。その方策として、今日の組合員を全部工業所有権のグループに加入させ、それ以外のアウトサイダー的なものは徹底的にたたくこと。適正価格の維持も容易だと思えます。」	価格問題の解決策としての日特連の結成
	日本遊技機特許運営連盟結成を決定	4月21日：全工連臨時総会、適正価格推進委員会の母体結成が審議され、(5月7日、15日の会合を踏まえ)6月3日「日本遊技機特許運営連盟」の設立決定。「特許運営連盟の最大の事業内容… 適正価格」	
	日本遊技機特許運営連盟の結成の趣旨	「… 研究意欲が昂上すればする程、特許あるいは実用新案や意匠等の登録品が出現し、事前に各権利所有者より実施特許を受けるのが建前ではありましたが、使用料の問題などについて折合がつかず同業者間において誠にみじめな係争を惹起したこともあり… 製造関係業者は常に技術の交流を計り、責任と良識を機械1台ごとに傾注し、さらには次から次へと優秀機を製作し、供給者としての使命を遺憾なく発揮する目的を持って茲に日本遊技機特許運営連盟を設立いたしました…	

注) 豊国：(株)報告遊技製作所の略称
資料) 『遊技通信』1951年～1961年より作成。

パチンコ産業における特許プールの成立

特許紛争が、敗訴にともなう賠償金など、メーカー側にとって大きな負担となったのは、事件③の豊国対鈴木商会の事例がよく示している。被告となった鈴木商会は、抵触する機械の販売を禁止されただけでなく、すでに製造販売した機械一台当たり 3200 円という高額の損害金の支払いを命じられた。当時の機械代金（メーカーの卸売価格）は、ブランド品といわれていたM社製品で、一台当たり 6500 円から 7200 円であった⁷。その負担がいかに大きいか、理解されよう。損害金の支払いに至らなかった事件④でも、金額は不明だが、竹屋商会が示談金として損害賠償を支払うことで決着した。

ところで、この事件④は、それが豊国に対抗する業界全体の動きを反映していた点に特徴がある。すなわち、連発式機械の禁止令が実施された 1955 年、豊国は、豊国が所有する特許の乱用について、各種の新聞紙面で業界全体に警告を發した。これに対して、全国遊技機械製造工業組合連合会⁸（以下、全工連と略称）は対策を協議、適用範囲の広い「循環機構」の解釈をめぐって、豊国の主張に対抗的な法的手段が検討された。断片的な記事から推測される限りでは、全工連側は、委員会を設けて対策を協議し、豊国の組合除名（10 月 8 日付けの記事によれば、短期間で解消したと思われるが）と、類似の特許を保有していた竹屋商会による豊国の特許権無効の訴訟を提起して対抗した。こうして、特許事件は機械メーカー全体を巻き込む紛争となった。

にもかかわらず、竹屋商会の訴訟は示談決着となる。というのも、1956 年に入り、メーカー間の特許紛争は転機を迎えていたのだ。転機を象徴的に示すのが、西陣と豊国間の特許契約である。この契約で重要な意味をもったのは、西陣の動きであった。有力企業であった西陣は、一連の豊国対組合の対立軸のなかでは、組合側を代表して交渉の主体となった企業である⁹。この契約を通じて、「あくまで模倣はやめ、豊国と調印をしたい」と、相互の権利尊重を強調するようになった¹⁰。その経過をたどると、1956 年 2 月に豊国が発売した新機種「豊国二式」が、「都内に限らず、仙台、新潟、会津、若松、沼津、清水、名古屋と遠く四国、

⁷ M社 1953 年元帳より。

⁸ 1952 年 1 月に、愛知遊技機製造工業組合、東京都球遊機製造工業組合を統合して全国遊技機製造工業組合連合会が発足した（「製作者も団結 全国遊技機製造工業組合連合会 創立総会を終了」『遊技通信』1952 年 1 月 25 日付）。その後、関西遊技機製造工業組合（1953 年）など、全国に結成されていた組合を統合して、1956 年に全国遊技機製造工業組合が結成された（日本遊技機工業組合『25 年史』1985 年、17 頁）。いずれも 1952 年に導入された物品税対策（後述）、55 年連発式の禁止後の規制への対応として結成された任意団体である。

⁹ 「豊国特許問題を重視 全工連総会を開き態度を協議全工連臨時総会」、「特許問題で緊急招集さる」（『遊技通信』1955 年 7 月 9 日付）。

¹⁰ 「豊国遊機対西陣商会 権利使用と友好的関係結ぶる」、「声明書」（『遊技通信』1956 年 7 月 5 日付）以下、同契約に関する内容は、これらの記事による。

九州の果までも二式の人気は高まるばかり」¹¹といったほどの旋風を巻き起こしつつあった。「都内で豊国遊機の売れ行きが日一日と活発になってくる」市場の反応を目のあたりにして、西陣は権利使用を豊国に申し入れた。ところが、2回の申し入れにも関わらず、豊国からの前向きな反応が見えず、西陣は「豊国の売れ行きを、指をくわえて見ているのは、忍びにくい問題である」と焦燥を深めていた。

豊国が有利に見えたこの状況が一転した。「玉を切る装置、景品玉の落下装置、打玉を送る装置の三つについては西陣独特のものを使用するから、循環装置だけを使わせて欲しい」というのが、西陣のそもそもの申し出であった。ところが、豊国の類似技術とする舟下の循環装置に対する豊国の無効審判が認められなかったため、西陣はこの舟下の権利を取得し、豊国の特許を回避できることになった。豊国は、西陣が類似の権利を取得したとしても、特許権侵害で起訴する構えを見せるなど、西陣の舟下の特許取得によって、2社間の対立が深化した¹²。詳細は不明だが、「買い方の遊技場側としては何か問題の起こりそうな機械を買うことを嫌うのは当然で」¹³ あると報じられるように、両者の対立は販売活動に深刻なダメージを与え、結局、西陣の申し出から約2ヶ月後に前述の契約に漕ぎ着く。この提携の後、ジミット協会、コミックグループの結成など、他企業の技術が積極的に取り入れられるようになった¹⁴。特許抵触に対する訴訟や、それに対抗する無効審判など、長期間にわたる法廷での争いを経て、生産・販売活動に支障をきたさずに、(模造品の規制など)特許の尊重と事前調整を実現する必要性の認識が芽生えたといえよう。

表1を見ると、市場でもっとも注目される技術や機種を開発した企業が、1953年から56年までの一連の訴訟の主役であった豊国から、57年のジミット協会の西陣、そして58年のコミックグループの平和へと変っていく様子も、刮目に値する。豊国の比較的中期的な優位性がみられるし、1年という交替までの期間が長いかわりに、評価を下すのは早計の誇りを免れないかも知れないが、それでも業界全体で見た場合、人気機種の開発はありながら、その企業主体が変わっていたのは、特許による保護が安定的に競争優位を保障しなかったことを意味する。しかも、西陣対豊国の契約過程に見たように、特許紛争は単にメーカー間の

¹¹ 「二式に沸く北海道」『遊技通信』1956年6月5日付。

¹² この権利は、「豊国の権利使用でなければつけないという言い分から、登録に対する意義申請を出して暫く対立状態にあったものを、本年(1956年)2月に漸く登録になった」ものであったから、西陣の同権利の取得は豊国との対立となった。

¹³ 特許紛争がホールにとって傍観できる問題ではなかったことについて、後掲注57を参照。

¹⁴ 例えば、御園製作所がジミット協会に加入した背景には、市場からの要求があった。「得意先の意志を尊重するには「ジミット」も自社で製作しなければならない。そのためには「考案者である桐生の西陣と協定を結んで大きな顔で売り出すに限る。…製作協定書に各々調印した。目下同社の特売先の中にはこの新しい「ジミット」を欲しい人もある矢先であったので双方共紳士的でいこうと誓った。」(「御園、銀正も製作協定」『日本遊機界』1957年4月25日付)

パチンコ産業における特許プールの成立

問題にとどまらず、ホールへの販売にまで影響を及ぼしかねなかったことは重要であろう。特許問題をいかに解決するか、試行錯誤するメーカーとは、こうした経験の持ち主であった。

いずれにしても、竹屋商会の訴訟は業界としての対応が巻頭を画したものであり、西陣と豊国の特許契約は、強力なアウトサイダーとして特許権を所有した豊国を、再び業界のインサイダーとして取り込むことを可能にした。そして、1957年には業界のなかに、豊国特許をめぐる、西陣のように特許を尊重し委託を受ける立場のグループ¹⁵（表1の日本遊技機発明実施懇話会、以下懇話会）と、認めず無効訴訟を申し出る立場のグループ（日本遊技機研究協会、以下研究協会）が結成されるなど、さらに事件⑤のように部品業者の特許事件にも悩まされ、特許に関する組織的対応の期待が高まっていった。しかし、二つのグループは、特許の管理方法においても、異なる見解を示していた。すなわち、豊国との契約によって1台当たり100円のローヤルティを支払っていた懇話会¹⁶に対して、研究協会は「台当たり幾らというのではなくて謝礼金制度を採用」¹⁷するという立場に立っていた。特許問題の解決をめぐるは、2つの路線が平行線のように存在していた。

1-2 価格問題

時を同じくして、新規参入や模造品が機械の価格を引き下げ、メーカーの収益を圧迫していた。日特連設立の背景として注目したい第二の要因である。機械の価格安定が求められ、やがてそれは業界全体の共通認識となった。これが、日特連の設立を実現させた歴史的背景として要であった。

パチンコ機械の製造は、第1期には、供給が需要に追いつかず、売手市場であった。間に合わない機械を自家製造するホールや、高い利益率の機械市場に積極的に進出するホールも現れ、メーカーへの転業¹⁸やホールとメーカーの兼業¹⁹も珍しくなかった。また、それが可能なほど技術的障壁が低かった。

1955年の連発式禁止の規制は、以上のような特徴からメーカーに大きな負担を強いた。パチンコ産業全体が不況に陥り、機械市場が縮小し、製品単価が下がったにもかかわらず²⁰、

¹⁵ 「業界発展策と価格維持への道」『日本遊技界』1957年9月25日付。

¹⁶ 「業界発展策と価格維持への道」『日本遊技界』1957年9月25日付。

¹⁷ 「不良業者撲滅え」『日本遊技界』1957年10月5日付。

¹⁸ 例えば、1950年代後半からトップ企業として君臨し、97年に業界初で上場会社となった平和商会。創立者の伝記、中島健吉『風雲50年史』彩書房、1997年、を参照。

¹⁹ 当時代表的な企業の、前掲M社や竹屋商会など、枚挙に暇がない。

²⁰ M社の機械の取引価格は、次のようである。1954年の売値（消費者価格）は、7,000円から8,000円であったが、4月には5,500円、57年現在最低4,300円まで下がった（1954年から57年までの売掛帳より）。

技術的ハードルが低いため参入しやすく、新規参入者は価格を更に押し下げる要因となった。特に状況を悪化させたのが、物品税であった。1952年から課税されることになった物品税は、機械価格の約2割を占めた。ただし、メーカーの対応として、東京都球遊器製造工業組合や西陣商会の国に対する課税無効裁判が提起されていたから、納税率はそれほど高くはなかったと思われる²¹。1955年以降になると、機械は買手市場となり、激しい価格競争によって、物品税の製品価格への転嫁ができなくなった。それ故、納税しないことでかろうじて採算が取れる業者が多くなり、納税率をさらに押し下げた。しかも、無効裁判はすべて敗訴となり、過去の滞納額まで含めて支払う判決となった²² のだから、滞納に対する規制が厳しくなったと思われる。

にもかかわらず、物品税や特許料を支払わずに投売りする不正業者²³ や自家製造するホールが後を絶たなかったとしても、市況悪化を考えれば、むしろ自然といえる。例えば、1956年当時、「屋根裏で作っている業者、機械売れ行き不振のため、大多数が、資金の回収が円滑にいかず、予定申告も実際数をはるかに下回って」²⁴いるなど、物品税を払えない業者がいる一方で、「全国的ではないが一部では現在の単発機の価格競争には、マトモの工場では到底太刀打ちできないものがあった。このダンピングは正規の工場経費・営業経費・物品税・営業税などを全然見ていないばかりでなく、原価計算をはるかに下回ったものであり、出血受注というものである。この状態は今に始まったものではなく、昨年秋ごろ（連発式禁止後の1955年 - 筆者）よりの変則状態で、単発専門のメーカーは頭痛の種であった」²⁵ という。一部の有力メーカーは正常な価格で販売されているという指摘もあった²⁶ が、「そのときばったりのネームプレート、なかには銀座商会、奥村モナコ、平和、西陣どれでもお好みのネームプレート」²⁷ を濫用するといわれたように、有力メーカーの類似品を製造する安売メーカーの存在は、それらの企業にとって長期的には経営を不安定にする要因であった²⁸。特

²¹ 「物品税を考えずに乱売するなど論外だが従来まで遊技機物品税については疑義ありとしても対抗してきたが、現在は納めなければならない段階にきていると考えられるが、ホール側では未だに物品税が含まれていることを認識しているところが少ない。遊技機の物品税の無効訴訟は東工組、西陣その他の各メーカーから出されているが、これについては其々敗訴に終わっている例が多い…」(平和の中島)「業界発展策と価格維持への道」『日本遊技界』1957年9月25日付。

²² 「物品税協力証紙、漸く軌道に…」『遊技通信』1960年8月15日付。

²³ このような業者は価格維持を困難にした要因とみなされ、不正業者、モグリ業者というレッテルが貼られた。こうした不正業者は、全国遊技機製造工組連合会のインサイダーの中にも存在した。

²⁴ 「近いうちに断めだつ物品税の滞納」『日本遊技界』1956年12月15日付。

²⁵ 「豊国遊機対西陣商会 権利使用と友好的関係結ばる」『遊技通信』1956年7月5日付。

²⁶ 同上。

²⁷ 「日本遊技機特許運営連盟・設立“戸田構想”実現に一步前進」では日特連の設立にいたるまでの業界の状況を説明している。『遊技通信』1960年6月15日付。

²⁸ 例えば、1955年3月に豊国が発売した半ゲージの循環スピード2式は一部では好評であったが、「大

パチンコ産業における特許プールの成立

に、有力メーカーが特許や人気機種を開発する主体になっていたから、類似品の蔓延は開発のインセンティブを低下させる要因となりうる。こうして価格安定は業界全体の死活問題として認識されるようになった。

しかし、業界全体が取り組んだ課題であったにも関わらず、1950年代後半の対応は有効とはなりえなかった。例えば、全工連は、価格維持を図るために全工連証を業界新聞に広告し、「機械は責任ある全工連会員からお求め下さい 最近、業界発展を阻害している不良機械による乱売を阻止し、又悪質モグリメーカーと正規業者とを区別し、業界の確立を計るため、全工連証を制定しました。全工連会員が販売する機械には信用と責任の象徴として、右掲の如き全工連証を全機毎にセル板左肩の位置に貼付してありますので、充分ご留意の上、機械の購入は責任なる全工連会員からお求め願います」²⁹と、価格の組織的指導を試みながら、ホールへ協力を呼びかけた。また、「税務協力を目的で」「販売価格」を申し合わせるなどの対策を講じた。しかし、販売合戦が原因になって殆ど守られず³⁰、翌年に廃止する³¹。問題は、価格安定を阻害する不正業者の発見や、その「規制の方法」であった。そこで、価格安定をはかる上で焦点となる不正業者を規制する具体策として、特許権の行使が注目されていく（表1）。

既述したように、特許を尊重するという認識に立ちながら、機械メーカーは、異なる路線に立つ懇話会と研究協会に分かれていた。異なる路線をもつ二グループは、それでも、特許管理を有力な手段として、価格維持など業界秩序を図ることに合意し、1957年全工連に、準備段階の価格維持運営委員会を設置、これを経て、後に適正価格推進委員会をおいた³²。この活動が幾つかの段階を踏み、日特連が組織されるのである。

1-3 開発促進への期待

特許紛争や価格維持の問題を解決するために、特許権を要にした新たな組織化の動きが明確化してくると、さらに、新機種の共同開発が期待されるようになった。多くのメーカーが、

部分は模造品の不調に依り、遊技場側が2式に対する営業内容に疑問をもち、ファンもこの程度のものなら…と単発機に走ったために、水泡の如く消えて終わった」（「権利使用と友好的関係結ばる」『遊技通信』1956年7月5日付）とある。また、「東京ではジンミットの許可を取るのに相当苦勞をしたという話ですがその後でこの類似品が出て処置を受けたと聞いています。」（「機械の適正価格はいかにして維持する メーカー座談会」『日本遊機界』1957年5月25日付）という業者の発言もみられた。

²⁹ 『遊技通信』1956年6月15日付。

³⁰ 「1956年に於ける全工連大ニュース 歴史に輝く人々の足跡を見る」『日本遊機界』1956年12月15日。

³¹ 「ヤミ業者の防止及び販売価格の保持が目的で決定され…だが、この実施は実にむずかしい…」（「問題の「全工連証」は廃止すると決定」『日本遊機界』1957年4月25日付）

³² 「全工連ニュース 特許問題を中心に 懇話会と研究会で論戦」より、『遊技通信』昭和32年10月5日付。

企業規模も小さく、独自の開発を行うには限界があったからである。この機械開発の活性化が、日特連設立を促す第三の要因であった。この機械開発の活性化には、1955年の連発式の禁止とともに、警察庁によってパチンコ機械の検定基準が発表され、以降、機械の販売には認可が必要になったことが、大きな影響を与えていた³³。開発は、機械構造に関する詳細な検定基準に制約された。こうした制約を乗り越えようとするメーカーの意図は、1957年に結成された研究協会と懇話会の目的（表1）に表れている。有力企業を中心にした懇話会結成の趣旨から、特許、あるいは各社の発案を、当時の様々な問題を解決するための手段とするという意志が確認できる。代表者、平和の中島氏は、「当局の許可基準が非常に狭く、（それに - 筆者）制限され新しく機械を考案することは非常に困難な情勢になっていました。（中略）発明考案者に対してその成果と権利を当然尊重すべきでそれによってよい機械が生まれ発明考案の意欲が高まってくる。（中略）こういう意思から真面目な考え方をもっている我々同志が集まって業界に利益をもたらすものを再三再四説得してきましたが成果がないので、ここに法的裏づけのある力をもって制することの止む無きにいたりしました。尚本会は規約にもあるとおり、新規考案して権利の生じていないものも³⁴、業界発展の為に価値あるものについては会員が所有する最も強力な権利をもって制して行く」³⁵と語る。特許の尊重＝発案促進と、規制手段としての特許の位置づけを明確にしていたのである。中小企業を中心として結成された研究協会は、特許の管理方法では懇話会と異なった路線にたっていた（後述）が、「私共の研究会は何処までも研究機関として遊技場の進歩のため技術研究をなし、新しい優秀機を関した場合は吾々協会委員がこれを査定して価値あるものには考案者に対し謝礼金を出す仕組み」³⁶としており、2つのグループに、業界内の開発を促進しようとする共通認識がみられる。

規制の制約のなかで、他社の特許も利用して独自の機種を開発する、あるいは、人気のある機種の実用新案の実施委託を受けて製造しようという認識の生成といえよう。こうして組織的に、将来性のある技術を発掘して特許取得を支援し、その公開によってさらなる機械開発を促す、という期待も込められることになった。

³³ 注1と同様。

³⁴ 流行が激しい産業特徴から考えると、この認識は重要であろう。つまり、考案、特許申請、公開、公告まで不確実な期間があり、制度的に認められる以前に新案を認めることで、いち早く市場に対応できる。事例として、コミックがある。

³⁵ 「業界発展策と価格維持への道」『日本遊技界』1957年9月25日付。

³⁶ 「不良業者撲滅え」『日本遊機界』1957年10月5日付。

2. メーカーの組織化と日特連の仕組み

以上の三つの要因は、それぞれ異なる目的の下で、利害が異なる主体をプレイヤーとしていたから、諸問題解決のための組織化には、常に対立が付きまとい、長い年月を必要とした。

2-1 組織化

既述のように、適正価格推進委員会は、1957年、特許を中心に価格維持を図るため、全工連に設置された。**資料1**は、委員会に関する運営案（以下、運営案）である。これを手がかりに、適正価格推進委員会に期待された機能をみておこう。-

資料1 運営案³⁷

- 一、特許権の適用は是非必要である。
 1. 乱売の防止にも
 2. 自家生産を行うホール業者の粛清にも
 3. 不正なる部品業者の粛正にもこれらの業者は権利に抵触する部品を製造し、無申告業者に販売している、乱売の温床と指摘しても差し支えない。
 4. 組合員の商社名を類似する業者の排除にも
 5. 協定違反者の粛清にも
 6. その他適正価格維持の手段として範囲は広い。独禁法第273条にはこの法律の規定は、著作権法特許法、実用新案法、意匠法または商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。
- 二、特許権を実施する資格は組合員に限る。
 - 三、証紙の貼付は運営に欠陥が生じるから廃止する必要がある。
 1. 偽造品発展のおそれがある。
 2. 権利者側において証紙を貼付する場合、一部セル業者の独占的営業のおそれがある。
 3. 一ヶ所において証紙を貼付した場合組合員の生産に遅延を招くおそれがある。
 4. 証紙を貼付した場合、返品または代金回収の不能に陥ったときその商品は廃品となる。
 - 四、実施契約ならびに生産台数の査定及び実施料の納入
 1. 契約は権利者が定めた日時に個々に行う。
 2. 毎月の生産台数の査定に関しては組合より若干名の査定委員会を置く。

³⁷ 「機械の適正価格具体案」『日本遊機界』1957年12月15日付。

韓 載香

イ 実施料は毎月 5 日前に生産内訳表を組合に表示し、その月の 10 日までに組合に納入する。

ロ 納入金額が小額と認めたものに対しては、査定委員会より再納入を依頼する。

ハ 査定委員は常に実施社の状態を調査し、権利者との間に円満な運営に留意すること。

五、査定委員会は適正価格に違反するものに対しては契約の解消を権利者に要請する。その場合権利者はこれを受諾しなければならない

六、組合は第一項各号及び必要に関する P R 運動を実施し組合員の権利増進を図らねばならない。

七、権利者は組合の趣旨に賛同し特許権の有効な活用その他資金の捻出に努力しなければならない。権利者が組合に給付する資金は徴収総額の〇%とする。

以上

昭和 32 年 11 月 22 日 適正価格推進委員会

明確に、市場安定のために特許権を利用するとした。しかし、このための管理上の困難と、運営自体が抱える限界が浮き彫りになっている。第一に、証紙管理の難しさが指摘されている。全工連の試みた全工連証による管理の挫折原因が、ここからうかがえる。模倣のみならず、貼付の実施にも様々な問題があった。第二に、証紙に代わる査定委員会の役割の重要性である。委員会には、生産量の査定と、その実効性を担保にする監視が求められる。審査能力が問われるし、コストも無視できないことが予想されるが、監視の仕組みについて、まだ具体的な方法は言及されていなかった。第三に、第 7 項にみられるように、給付金など、権利者が負担する運営費の問題があった。この負担の嵩は、査定委員会の管理コストを反映するが、権利者にとっては、その得失こそ加入のポイントとなろう。

運営案が辿ったその後の経緯は知りえない。適正価格推進委員会の注目すべき具体的な活動が確認できないのだから、上記の運営案から予想される諸問題が克服できなかったと見える。結論を先取りすれば、日特連の設立までの長い道のりは、運営案で見られる権利者との意見調整や証紙といった諸問題を、克服する仕組みを設計していく過程であった。

適正価格推進委員会の活動や注目すべき成果が見られなかったのは、価格維持の解決に関する個別企業の利害を、全工連を中心にした活動では包括できずに、別の形で解決されていた事実からもうかがえる。有力企業は、1958 年当時人気を博したコミックの許諾を受ける

パチンコ産業における特許プールの成立

ため、コミックグループを結成した³⁸。そうしたなか、特許紛争問題の解決、競争秩序の維持（価格安定）、特許権の共同開発などを目論み、中小零細企業が殆どの研究協会メンバーが中心になって、1959年6月、日特連が任意団体として結成された³⁹。

しかし、結成当時の日特連は、研究協会メンバー主導の限界を晒してしまう。「発足に当たって権利者との充分なる話し合いが出来ない段階」、「使用者連盟に等しい」という批判があった⁴⁰。結成の時点では、豊国、倉田、成田など、当時の権利者は加入しておらず、既に豊国と個別の特許契約をしていた有力メーカーは協力的でなかったため、日特連が機械の特許料支払い済みを認知する手段として発行した特許証紙の貼付（特許料の支払）も徹底されなかった⁴¹。詳細は不明だが、こうした権利者と被権利者、有力企業と中小零細企業の対立は、平和など有力メーカーの協調を得て次第に権利者らを包含し、価格安定問題を中心に収束したと思われる。1960年に、日本遊技機工業協同組合（以下、日工組⁴²）、全国遊技機商業組合連合会⁴³の結成など、価格問題の解決を中心とした組織化が業界全体で進展していたことが、日特連をめぐる対立の収束を可能にした背景として重要である⁴⁴。

任意団体であった全工連を発展的に解消し、1960年2月15日、「中小企業等協同組合法」に基づいて、日工組が結成された。発起人総代の平和の中島氏の経過報告によると、「遊技業界（ホールー筆者）は盛んであるが、メーカーにとっては物品税問題で昨年（1959年一筆者）から転機に立っており、数回にわたって告発された事例も出」るなかで、「国税庁とも話して案を作ったのがこの協同組合」であった⁴⁵。1959年に「国税庁と協議して納税証紙を貼付することに意見が終結された」⁴⁶ことも考慮すれば、この組織化は納税問題への指導を受けた脱税に対する業界内の対策の帰結であったと考えられる。主な事業内容および目的は、組合員の納税管理（物品税協力、証紙の発給及び納税向上に関する指導）と、日特

³⁸ この後を追うかたちで、全工連と平和の間にコミックの許諾が締結された。表1と後掲注48を参照。

³⁹ 「日本遊技機特許運営連盟・設立」『遊技通信』1959年6月15日付。

⁴⁰ 「日増しに激化しつつある日特連の証紙料問題」『遊技通信』1959年11月25日付。

⁴¹ 同上。

⁴² 1952年の「中小企業団体の組織に関する法律」の改正施行に伴い、商工組合として改組され、1953年より日本遊技機工業組合となった。日本遊技機工業組合『昭和37年度決算報告書』1963年、4-5頁。

⁴³ 5月22日、東京・関西商業組合による連合会が結成され、その後九州商組も加入。製造メーカーを除く販売、中古、部備品商社の横の連絡機関。

⁴⁴ 「大同団結の気運濃厚！ 平和物産を初め各メーカーが日特連運営に加入か？」、「日特連の正常運営を希望する声多し」（『遊技通信』1959年12月5日付）

⁴⁵ 「日本遊技機工業協同組合創立さる」『遊技通信』1960年2月25日付。

⁴⁶ 物品税対策委員会など納税対策と経過について西陣の発言である（「東京工組忘年会 組織化得の構想発表」『遊技通信』1960年1月1日付）。

連との緊密なる連携などとした⁴⁷。初代理事長、平和の中島氏による組合結成、物品税の問題についての説明は、一連の組織化の目的を浮き彫りにしている。すなわち、「物品税については長年取上げられている。問題は価格維持に関連していることだ。役物（ジンミット、コミックなど）が出来、価格維持に大きな役割を果たした⁴⁸ が、昨年来より再び乱売が出て申し合わせ価格が崩れつつある。その上税金構成は激しくつぶれるところもある現状だ。現在機械価格については物品税を含めたものであるが、安く売ったとしても物品税だけは容赦なくとられる。」⁴⁹ との発言からも分かるとおり、納税問題も価格問題の延長線上にあった。特に、新案ジンミットなどの役物を取り付けた機種が人気を得、価格維持におけるそうした特許・発案などの実効性を認めて、一方で、繰り返される乱売を組織内で解決しようとする意図が明確である。

設立時には31社にとどまっていた日工組の組合員数は、1960年7月40社、61年1月57社と着実に増え、1年足らずで当時生産活動をしていた殆どのメーカーが加入するまでになった⁵⁰。こうして物品税納入のための共同事業を主目的に掲げつつ、価格安定への期待を込めて設立された日工組は、組合のなかに納税準備金制度を設けて積み立てを可能にし、組合員の納税を指導した。そして、7月1日から、物品税納付を証明する協力証紙（正確には納税済か、納税を要さない低価格等の製品であることを示す証紙）を発行、管理し、市場に出回った組合員の機械の納税済を保証した。更に、証紙の発行に際して、国税庁届済の大文字のほかに、国税庁の承認の下日特連の文字が入り、既に発行していた日特連の特許証紙と一体化した⁵¹。こうして、日工組と日特連の両組織による「証紙」の共同管理化によって、組織的な連携が効率的に行われる基盤が整った。

⁴⁷ 日本遊技機工業協同組合『昭和35年度決算総会』1961年、3-4頁。

⁴⁸ 「メーカー死活の問題といわれているのが適正価格の維持であり、これがために先に価格維持運営委員会も組織されている。価格維持のもっとも手取り早い方法としてモグリメーカーの撲滅が呼ばれているが、それがためには特許権利をもって追求することが運営委により図られているが、現在もっとも普通化しつつある平和商会「コミック」についても権利尊重と価格維持のために愛知工組では平和商会との間に使用契約を結ぶことになったが東京工組でも愛知工業組と同一の方針を決定した。」（『遊技通信』1958年12月5日付）

⁴⁹ 「業界発展策と価格維持への道」『日本遊機界』1957年9月25日付。

⁵⁰ 「使って御安心、御店も繁昌！！日本遊技機工業共同組合員メーカー御案内」（広告欄）『遊技通信』1961年1月1日付。ちなみに、日特連の法人化の段階において「豊国が保有する特許の使用許諾問題及び日工協組脱退に関する件」（傍点 - 筆者）と報じられており、組合内で対立があったと思われる（「豊国との交渉を続行中」『遊技通信』1961年9月5日付）。詳細は不明だが、「交渉は続行中であり円満にいくと思う」（日特連の芳賀社長）とされ、1962年には日特連が豊国の特許を委託管理しているから、対立はじきに解決されたようである（日本遊技機特許運営連盟「第二期 事業報告書」『遊技新聞』1963年7月5日付に転載）。このように、日特連結成の1959年から法人化まで2年の間に、特に豊国の権利をめぐる様々な利害対立があったことは、付け加えておきたい。

⁵¹ 「7月1日より協力証紙貼付」『遊技通信』1960年6月5日付。

パチンコ産業における特許プールの成立

翌年 1961 年になると、日特連は、日工組の組合員約 50 名の出資によって資本金 2 百万円の株式会社に改組され、出資金で組合員の保有する特許を買い取り、その活動の基盤とした。事業目的は、「一、遊技機などに関する工業所有権の取得、売買、実施権の設定ならびに許諾などに関する事業、二、前項工業所有権の権利擁護及び新製品の育成ならびに遊技機の製造に関する事業、三、前各項に付帯する一切の事業」であった⁵²。日特連が保有する特許権の実施は、日工組の組合員（メーカー）と許諾契約を結んで許諾を与え、これに対して一定額の特許料が日特連に支払われた。このほか、詳細は詳らかではないが、「権利者および実施者の相互間の便宜を計るため豊国遊機販売(株)および東和工業(株)⁵³ が所有する権利に係る証紙を取り扱って」⁵⁴ いたように、必要に応じて特許管理に関わる委託業務を行っていた。

2-2 発見と規制の仕組み

価格維持を目的とした組織化が機能するための出発点となったのは、日特連と日工組が共同管理する「証紙」であった。証紙は、不正業者を「発見」するシグナルとしての役割を効率的に果たす可能性をもっていた。とはいえ、既述した全工連の失敗でも分かるように、実施に伴う諸問題が解決されない限り、あくまで可能性に過ぎない。

1956 年の全工連証発行による価格安定策が失敗した要因には、任意団体であったため組合員に対して適切なコントロールができなかったという制度的欠陥が指摘できよう。だが、そのみではなかった。運営案が指摘したとおり、模倣や貼付方法、そして特許料の管理など、様々な問題があった。

まず、制度的限界は、日工組の結成が事前的な管理・規制を担い、日特連設立によって事後的な規制強化がなされて改善された。前記のとおり、日工組は、組合員の「国税の納税管理」を事業目的とした法的団体であった。任意団体としての全工連が組合員管理において限界があったのは異なり、日工組は組合員を管理・規制して違反者に対し、例えば除名など、決まった罰則を課せる組織であった。納税証紙は、そうした組織的に強化された管理の標章

⁵² 「(株)日本遊技機特許運営連盟定款」『日本遊技』1961 年 6 月号、60-61 頁。

⁵³ 1961 年に豊国遊機製作所から豊国販売(株)に社名変更。平和商会は、1955 年に、製造会社東和工業と、販売会社平和に組織再編した。

⁵⁴ 「昭和 37 年度 事業報告書」(『遊技新聞』1963 年 7 月 5 日付に転載)。具体的な仕組みは不明だが、次の社告から類推できる。(…は、筆者による中略。)
「…現在市場に販売されている、無人機にかかる、特許権は当社が所有しておりますが、当社としては特連を通じ昨年 11 月 4 日付けで西陣式無人機製作希望者各位ご案内の文書を全会員に送付し、11 月 7 日まで西陣に対して製作希望者は申し込む連絡をいたしました。又 11 月 8 日には、午後一時より特連事務所に於いて、西陣との無人機製作についての懇談会を開催し当社より梅崎渉外課長が出席し契約についての西陣として希望事項を提示しました。…そしてその当時出席した左記メーカー、平和物産(株)、三高企業(株)、奥村遊機(株)、(株)モナコ商会の 4 社のみと契約をいたしました。…1961 年 4 月 17 日(株)西陣」(『遊技通信』1961 年 3 月 4 月 25 日付)。同様に、設立当初の豊国の特許も、日特連が委託業務のかたちで管理していたと思われる。

韓 載香

として生まれ変わった。この日工組による組合員に対する管理の強化を前提に、日特連には、違反者に対する事後的な規制力としての役割が期待された。日工組の組合員によって法人化して、株主のみに特許を許諾し、制度的完成をみたが、管理・規制が組合員に限定される日工組に比べ、アウトサイダーまで規制できる、より広範なシステムであった。この事後的な規制は、日工組の管理・規制をより強化する意味を持っていた。そして、日特連固有の機能としての特許管理においても、日工組による国税管理の傘に入ったことで、管理上の負担が軽減したであろう。こうして、2つの組織の役割が相互補完され、事前・事後的な管理・規制が強化されて、インサイダー・アウトサイダー両方に対する監視が可能になった。

また、以上の管理・規制が機能するように、「発見」の仕組みが強化されたことも注目できる。証紙管理では、メーカーの不正業者の発見と、ホールの協力の多少が問われる。従って日工組には、発見と規制を仕組みとして有効にするために、ホールの協力が得られる仕組みと、「発見」の方法を強化する必要があった。その具体化が、1960年7月1日に、日工組が全遊連と締結した、物品税納入協力に関する契約であった。以下に、**資料 2**として、「契約書」を掲げる⁵⁵。

資料 2

契約書

甲 全国遊技業組合連合会

乙 日本遊技機工業協同組合

右甲乙両者は遊技機の物品税納入に関し協力することを目標として左記の通り契約し、以って業界の発展に寄与せんことを誓う。よって本契約書二通を作成し各々一通宛を補完することとせり。

- 一、 昭和 35 年 7 月 1 日より販売する遊技機には国税庁と「乙」との間に於て接渉された結果承認された物品税協力証を貼付すること。
- 二、 甲は物品税納入こそ法治国家に於ける遊技場経営者の責任であることの自覚に立ち、全国各地協議会並に文書を以って物品税納入完遂の指示、指導を行う等機会ある毎にその趣旨の徹底を期すること。
- 三、 乙は遊技業界の健全発展こそ遊技機工業会の繁栄であることの自覚に立ち甲の行う健全娯楽の研究、全国的組織の下に行われるべき PR 活動等に物心両面より積極的に協力すること。

昭和 35 年 7 月 1 日

右甲代表 全国遊技業組合連合会

⁵⁵ 「物品税協力証紙、漸く軌道に」『遊技通信』1960年8月15日付。

パチンコ産業における特許プールの成立

会長 水島 年得

右乙代表 日本遊技機工業協同組合

理事長 中島 健吉

契約の主眼は、第1に、物品税は、「本来消費者の負担であるが、製造業者がこれを撤収し、納税する義務を負わされて」⁵⁶ いるので、全遊連が、証紙を貼付していない機械を購入せず、物品税を脱税しようとする不正な業者の排除に協力することであった。また、納税証紙によって、機械代には物品税が加算されていると、全遊連に認知せしめた。「納税証紙の実施に伴い遊戯機一台について1000円前後の値上がりが予想」されていた⁵⁷。もともと、日工組がホールに対して納税・特許料支払い済みの信用できる製品を提供すると保証しても、メーカーが実際の取引交渉で、物品税を機械代金に転嫁できるのか、そして、不正業者との取引自体を制限できるか、という問題は残っていた。それでも、この契約は有意であった。ホールとメーカーの間で監視しあう体制が、パチンコ産業全体に行き渡るなら、無貼付機械の発見は容易になり、結果として、規制がスムーズに行われる前提条件を作る。すなわち、「納税協力証の実施方法は日工協組組合員が責任をもって貼付機の販売に当るが、もし無証紙機については地区協議会乃至全遊連に報告の義務があり、これを日工協組に報告する。そして、日工協組では無証紙の実態を徹底的に調査」⁵⁸することで、両組合の協力のもと、納税率の向上を図るのである。

業界の組織化の流れのなかで日特連の機能を考えるなら、日工組と日特連の構成員がほぼ同一であったことが、重要な意味を持っていた。図3の(1)に示したように、日特連は、実施者となるメーカーに対しては、契約条件に、証紙の貼付を義務づけた。すなわち、許諾契約書の第4条に、「証紙添付の原則」乙は第一条の実施許諾を受けた遊技場に付き、1台毎に甲が定めた証紙を機械表面釘盤に定められた方法により貼付しなければならないものとする。」と定め⁵⁹、各メーカーは受注された機械を製造する際に、出荷前の段階で証紙を

⁵⁶ 同上。

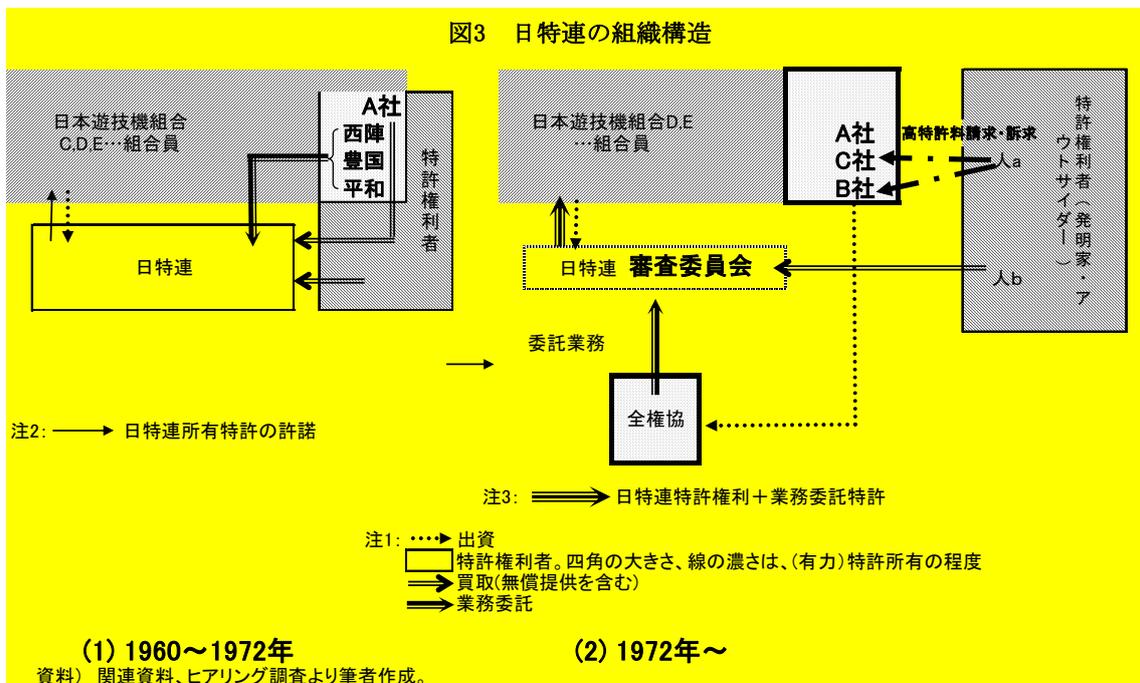
⁵⁷ 同上。ところで、この契約によって得られるホールの協調はどのように理解できるであろう。詳細は不明だが、日特連は紙面を通じて「物品税協力証 無貼付機に警告 製造・使用の中止措置」（『遊技通信』1960年10月5日付）をとった。後掲の日特連が関わった訴訟過程の事例から考えれば、ホールが被告となり無貼付機械の証拠保全によって使用禁止になるなど、営業に直接影響したことは、ホールが協力する背景となったと考えられる。ちなみに、業界組織化において、ホールとメーカーの両組合代表のリーダーシップの役割を抜きには考えられない。ホール側の協力については、日工組組合長の伝記、中島健吉前掲書、87-93頁を参照。

⁵⁸ 同上。

⁵⁹ 「特連とメーカーとの契約書」『遊技通信』1961年9月付。

韓 載香

購入して、全台に添付する⁶⁰ 仕組みであった。当時、特許料の徴収と、日工組の証紙発給が、どの時点でいかに行われたのかについては、不明である。現在ひな形しか残されていない契約書には、「第 5 条「売買方法及び使用料の納付」乙の甲に対する、第 3 条の実施特許料の支払い方法は証紙と引き換えに金〇〇円を納付し…（後略）」⁶¹ と、金額が記入されていない。しかし、公表された機械製造の原価表によれば、証紙の値段は 300 円に設定され、その構成は手数料 100 円(日工組、日特連各 50 円)、特許料 200 円（豊国製作所、その他）であった⁶²。そして、日特連が結成された 1959 年当時では、証紙の購入時に、ホールと契約書の提示が必要とされていたから⁶³、この方法が継続されたと推定できる。いずれにしても、証紙購入の時点で、メーカー各社の製造台数が日工組と日特連の両組織に把握され、物品税と同時に、特許料も支払われることになった。



価格維持において注目すべきは、後日追加された次の条項である。「第 14 条 乙が甲の指示事項違反及び原価構成を割る乱売その他不当競争などにより市場における正常な取引関

⁶⁰ 同上契約書第 5 条 7。

⁶¹ 同上契約書。

⁶² 「原価計算書」(日本遊技機工業協同組合・全国遊技機商業組合連合会)『遊技通信』1960 年 11 月 15 日付。

⁶³ 「日増しに激化しつつある日特連の証紙料問題」『遊技通信』1959 年 11 月 25 日付。

パチンコ産業における特許プールの成立

係に著しく混乱を及ぼす恐れがありたる場合には、許諾台数の制限をする」⁶⁴。同条項が加えられた正確な年度は定かではないが、1966年11月に行われた組合員会議が参考になる。会議では、メーカーの厳しい経営の打開策を討議しているが、中心議案として、次のような内容が議論された。「当組合においても（理髪業等のように一筆者）申し合わせ価格を決めそれを下回った値段で販売したものは、…何らかの規制処置を講じ断固取り締まるべきである。これについて、特連の権利の運営により適正価格以下にて販売したものは罰則を加えることができるように方法を講じる事がよいと考える…（T社）」⁶⁵。第14条は、この会議を受けて、契約書に加えられたと思われる。この条項は、特にインサイダーに対する規制を強化した点で重要であろう。

2-3 管理の仕組み

以上のように、証紙添付の有無が違反者のシグナルとなる仕組みが整備されても、その有効度にはモニタリング方法の問題が残っている。全国のホールに設置された機械を全て調べるには膨大なコストが必要であり、調査の頻度も問題となる。実際は、こうした監視機能は、各メーカーや機械販売の商社の、各ホールへの営業活動のなかに組み込まれた⁶⁶。証紙は、パチンコ機械の見やすい場所に貼付するよう義務付けられていたから、営業職の目視で容易にその有無を確認できた。証紙の貼られていない機械を発見した営業職は、直接、あるいは商業組合を通して日特連に連絡し、連絡を受けて、日特連による調査が行われた。この調査

⁶⁴ 「契約書」1995年6月1日付。

⁶⁵ 「業務機構刷新についての説明会」1966年11月4日付。なおこの会議では、下取り禁止という議題もあがっているが、契約書には反映されなかった。

⁶⁶ 日特連は、証紙添付の監視について、中古機の取り扱いに関連し、東京・関西商業組合などの商業組合に協力を要請した。「当社が占有する工業所有権に関し、関係者との間において円滑なる実施を許諾するに際し、貴組合に所属の会員が取り扱い中の中古パチンコ機に付き…良識ある中古機取り扱い業者に対しては実施許諾に応ずる方針である」とする一方で、「中古業者と特連との契約書」を発表した。実際の契約実行の有無は不明だが、直販の流通網を持たない零細メーカーの機械は殆ど販売商社によって販売されていたから、要請書に見られる監視の協力は、間接的に行き届いたと思われる（「商業組合への要請書」『日本遊技』1961年9月号、12頁）。メーカーにおいても、「私どもが別に日本中を探しまわる、そういうことじゃなくて、情報が入ってくるんですね。…お店で各メーカーがバッテリーしますからね。そうすると、あそこのBメーカー、証紙貼ってないんじゃないかと、そういう話があるわけですね。そうすると現地に飛んで行って、証紙写真とってきたり、証紙が貼ってないと。証紙はパチンコの見えやすいところに貼るように言ってますからね。その写真で分かるわけですよ。みんなで各メーカーが、お互いがお互いを監視するような気持ちがあったんですから。」（日特連の元役員の証言、2004年11月5日聞き取り調査）。但し、日特連結成当初においては、日工組（協組）と、京浜地区、近畿地区などにおいて調査員を派遣するなど、両組織が連携して調査を行なった（「協組・特連合同理事会」『遊技通信』1960年11月15日付）。前掲「納税協力証の実施方法は日工協組組合員が責任をもって貼付機の販売に当るが、無証紙機については地区協議会乃至全遊連に報告の義務があり、これを日工協組に報告する。そして、日工協組では無証式の実態を徹底的に調査」することになっていた（「物品税協力証紙、漸く軌道に」『遊技通信』1960年8月15日付）。

韓 載香

の手続きについては、日特連が作成した「悪質業者排除に伴う要請書 受理並びに仮処分
の原則」⁶⁷ から、ある程度明らかになる。同原則からは、業界全体の秩序安定に、証紙を利用
しようとする意図が読み取れる。「悪質業者の排除を目的とする関係団体からの要請書が
提出された場合」に、「関係団体がその組合員に対して一定の期間を定めて是正を勧告しそ
の期間に回答がなかった旨を明らかにした（配達証明書もしくは内容証明）書面が添付され」、
調査報告書として所在地、ホール・メーカー名、代表者名（名義者名）、使用機械名、使用
台数などとともに、「証紙の有無」が報告された。悪質業者の具体的な内容は明瞭ではない
が、所属団体の勧告などの処置によっても状況が改善されていないと認められ、理事長が実
力行使の必要があると判断した場合、日特連による調査、警告、是正勧告がなされた⁶⁸。こ
うして、日特連や日工組による定期的な調査ではなく、営業活動がメーカー同士の相互監視
の機能を果たす、コスト節約可能な仕組みができあがった。

そして、日特連にとって日工組との連動には、もう1つ、重要なメリットがあった。日工
組と構成員の情報を共有すれば、特許管理に必要な製造台数のデータが、容易に入手できる。
これがなかったなら、日特連は、独自の各社販売台数チェックを余儀なくされた。調査する
手間に加えて、特に各企業が提供する販売台数情報の正確さをモニタリングせざるをえない。
コストもかかり、簡単ではない。しかし、国税の納税に関連付いていれば、各企業の100%
納税が実現し、さらに、市場から不正業者の機械が一掃された時には、正確な製造台数の把
握が容易になることを意味し、特許料の徴収（特許管理）においても、間接的な強化が期待
できるだろう。実際に、結成2年後には日工組組合員の100%納税が実現した⁶⁹。

ところで、日特連の監視の仕組みに対する期待は、日工組が1961年3月に発表した「販
売価格の統一と窓口一本化」⁷⁰ が失敗するなかで、より大きくなっていったと思われる。こ
の構想は、日工組が製造台数の割り当てを行いながら販売を一括管理して、価格安定を図る

⁶⁷ 『遊技通信』1960年10月25日付。

⁶⁸ 「…7月1日以降の遊技機に物品税協力証の無貼付の機械は日特連の趣旨に賛同なきものと認め、
連盟が管理運営する各種の工業所有権を侵害するものであり連盟では速やかに「物品税協力証」のな
き機械に対して「不本意ながら遊技機の製造中止及び使用中止措置を実施し民事上並びに刑事上の法
的措置」をとることになったものである。…」(「物品税協力証無添付機に警告日特連製造/使用の中止
の措置」『遊技通信』1960年10月5日付)。適用された事例が見つからないので成果については判断
しかねるが、他組合の秩序安定を図るうえで、日特連との協力体制が期待できれば、前項の発見の仕
組みが産業全体に行き渡り、管理体制が強化されたと思われる。

⁶⁹ 中島健吉『風雲50年』1997年、87-96頁。

⁷⁰ 構想の概略は、日工組共販事業本部を設置し、「ホール→販売会社（メーカーが設立）と従来の代
理店（日工組によって指定される必要がある）」によって受注台数の情報を共販事業本部にあつめ、
生産割り当てに基づいて事業本部を通じて販売する、というものであった。「昭和36年度事業計画書
窓口一本化の構想について」日本遊技機工業協同組合『昭和35年度総会』1961年、「窓口一本化の意
味するもの」『日本遊技』1961年4号、22頁。

パチンコ産業における特許プールの成立

うとしたものであった。経過の詳細は割愛するが、10月25日に保安課長、全遊連、日工組、日特連の4者会談にて構想撤回が合意された。原因は不明であるが、背景として「一部の反対尖鋭化に伴い、公取委、警察方面の監督行政を刺激」したと指摘されている⁷¹。いずれにせよ、不正業者の排除は、もっぱら日特連の事後的な規制に期待された。

以上のように、納税協力証紙に日特連の特許料徴収のしるしとしての機能を一体化し、日工組と日特連の共同発行・管理によって、両組織が相補い、管理体制を強化した。運営案にみられた証紙の運営の困難さや、審査能力が問われる査定委員会による管理などは、他組合との協力体制を敷くことで、証紙による発見と規制の仕組みに生まれ変わった。こうして証紙が貼付されていない（物品税と特許料を払わなかった）機械（不正業者）をモニタリングし、それらを規制（場合によって市場から排除）できる条件が整った。

3. 機能

3-1 監視機能

以上の仕組みは、実際に、どの程度の効果があっただろう。「過日九州商組よりの要請もあり、九州業界へ監視員を派遣したところ相当数の調査書類がきたが、証紙問題が末端まで徹底しているためか殆ど大きな違反はなかった。ただ56（件一筆者）の違反に過ぎない状態…（後略）」⁷²との報告から、無貼付違反が収束しつつあったことがうかがえる。

これらの報告の裏にあった日特連の活動の事例を見れば、機能の効果が実態に即して評価できる。物品税協力証紙無貼付の不正業者・ホールとインサイダーへの対応例と、1962年度に日特連が提訴した、自家生産者らの権利侵害事件3件の事例である。

まず、日工組結成後間もない1960年秋に起きた提訴事件は、不正業者・ホールがかかわったものである。モグリ業者といわれるアウトサイダーと、それらが製作した協力証紙無添付の機械を設置したホールこだまに対し、日特連が提訴、日特連が勝訴し、示談金の支払いによる和解が成立した。そして、当該ホールは、「当店に於いて使用する弾球遊技機に関して新製品、中古製品を問わず購入及び入れ替えを実施するに際しては日本遊技機特許運営連盟発行の有効なる証紙が機械表面セルロイド盤に貼付されたる製品を使用することを誓約いたします」⁷³という誓約文を、業界紙面に広告することになった。この事件の結果は、「事件の和解により特連並びに日工組の提唱、推進する物品税協力証紙は従来に勝る効力を発揮

⁷¹ 「1. 事業報告」日本遊技機工業協同組合『昭和36年度総会』1962年、1-4頁、中島健吉『風雲50年史』彩書房、1997年、87-96頁。

⁷² 「全商工協議会 各単位組合の状況報告」『遊技通信』1960年10月25日付。

⁷³ 「誓約書（1960年11月7日）」『遊技通信』1960年11月15日付。

することになり、本件解決の占める比重は大きなものがある」と評価された⁷⁴。

日工組のインサイダーが関わった事例の処理過程は、日特連の機能を理解する上で興味深い⁷⁵。神戸のホールで協力証紙の無貼付機械が発見された。これらを製造した竹屋産業は、日特連が管理する特許の許諾を受けていた名機産業の代表者、竹内清氏が経営する会社であった。事件は、無貼付機械を設置したホールと、無貼付機械を販売した竹内氏に、次の処分を課して終わった。即ち、無貼付機械を設置した2ホール（毎日会館、正ちゃん）に対して、無証紙使用機一台につき、毎日会館 1,200 円（計 75,600 円）、正ちゃん 800 円（計 126,700 円）を過怠金として徴収した。竹内氏の処分は、総会で決定⁷⁶ するまでの証紙発給停止の継続であった。だがここで、竹屋産業の機械を納入した販売業者に対しても、所属組合を通じて「嚴重反省」が求められた点は注目すべきである。また、別の3ホールでも同様の機械が導入される予定だったが、これらのホールは「物品税協力証」に協力⁷⁷ したため、処分を免れた。このように、日特連は、全遊連の協力など、業界全体の組織化の進展のなかで機能を確立していったし、日特連の機能確立にとっては、間違いなく、業界の組織化が重要な役割を担った。が、違反メーカーに対する規制手段が、日特連による特許権の許諾に依拠していたことは、強調されるべきであろう。

次に、日特連の第二期事業年度（1962 年）の事業概況のなかで報告された、侵害事件についてみてみよう⁷⁸。長野市、呉市、高崎市の4ホールが使用する機械が、1ホールはアウトサイダーによって、3ホールは自らによって製作されたものであった。日特連は、これらのホールとメーカーに対して保全処分を行なう一方、アウトサイダーのメーカーに対して、日特連の権利を使用した遊技機の製造禁止を勧告し（自家用製作も同様）、日特連に損害金を納付させて解決をみた。

以上のように、日特連には、日工組との相互補完的機能のもと、特許に係る監視機能を容易にする条件が備わっていた。そしてその仕組みによって、物品税未納者、あるいは特許侵害者である自家用製作者やアウトサイダーの排除が可能になった。

さて、日特連が製造台数を把握できるなら、インサイダーには、各社の機械が、日特連の保有管理（委託管理を含む）する特許をどの程度使用しているのかを審査、確定する共同管理と、それぞれの特許料の徴収が、残された課題となった。

⁷⁴ 「日特連、協力証紙添付に勝訴！こだま会館事件が解決」『遊技通信』1960年11月25日付。

⁷⁵ 「物品税協力証紙無貼付に断！神戸地区事件が円満に解決」『遊技通信』1961年2月15日付。

⁷⁶ 実施権許諾業者が違反した場合は、通告書をもって実施権を解消する。3回目の違反業者は法的手続きをとるなどの処分が、役員会によって決められた（『遊技新聞』1963年7月5日付）。

⁷⁷ 詳細は不明だが、モニタリングのためホールに要求されたルールの遵守だと思われる。このケースは、例えば機械取引関連の契約書の提示であった（同上）。

⁷⁸ 「昭和37年度 事業報告書」『遊技新聞』1963年7月5日付に転載。

3-2 安価な特許料

被許諾者としての監視コストと、特許権に対するロイヤルティを、メーカーはどの程度支払っていたのだろうか。また、権利者としては、どの程度の報酬を要求していたのか。

日特連が受け取った特許料は、設立当時の一台あたり 200 円から、解散当時には 750 円へと上昇した。詳しくは、表 2 のとおりである。

表2 特許料

年代	1台当りの特許料	特許の管理方法	特許料の構成内容	特許料の対価格比率
1950年代	500円～700円、 3,500円	個別企業による監視・訴求	豊国製作所の特許	6%
1960年代	200円～300円	日特連の一括管理・契約業務	日特連特許+その他 (豊国製作所特許)	2.5～3%
1980年～ 解散当時	390円～750円		日特連(100円)+業務委託(200～290円)+ その他(一過性のもの、 220～300円)	0.30%
現在	10,000円	相対契約		5%

資料)『遊技通信』、『遊技経済新聞』の訴訟関連記事、「日特連の許諾契約書」、聞き取り調査(現在については推定)。

日特連が設立される以前における特許料の機械価格に対する比率は、例えば 500 円では、当時最も高値で販売された M 社の機械 1 台あたり 8,000 円で換算すると、約 6%である。これに対して、日特連設立後、特許料は引き下げられ、その上昇も長期的に抑制された。設立当時の機械の価格は 6,000 円から 8,000 円、特許料は 200 円だったから、この時点での特許料は価格の約 2.5～3%であった。解散時の特許料は 750 円だが、機械代がおよそ平均 200,000 円と約 30 倍になったのに比べれば、特許料は約 4 倍弱の上昇にとどまった。機械価格の約 0.3%である。設立の時点で相対的に安価な水準に設定された特許料は、日特連の存続期間中に、各社の特許取得が増えていく状況であったにも関わらず、上方硬直的であったといえよう。

ところで、権利者の立場から考えると、日特連の設立によって設定された安価な特許料は、特許に期待される本来的機能とは相矛盾する。プールされる特許は、開発者に買い取り時の一時的な所得を生むが、それはけして大きい金額ではなかった。しかも、特許開発のインセンティブは、市場における競争力を得て競争者より優位に立つ面もあるが、安価な特許料は特許実施の許諾を易々にし、他メーカーに対する競争優位が相対的に弱まるからである。

日特連が設立されるに至った背景には、既述の通り、特許料の徴収よりアウトサイダーの排除、価格安定という目的が優先されたことが、こうした事情を説明する。設立後特許料が上昇しなかった理由も、それが特許の対価ではなく監視費用の支払いだと考えれば、説明がつくであろう。特許を所有しているメーカーが、競争メーカーによる侵害を自ら調べるより、日特連の合理的な監視機能に依存するほうがより効果的であった。特許料を支払わないアウトサイダーを排除し、インサイダーには若干とはいえ特許料の負担というコスト面での負荷を課した。勝敗が不確実でもありえる自社の訴訟による特許紛争を戦わざるをえない状況と、日特連の監視機能によって確実に徴収される仕組みでは、安価な特許料の后者が不合理とは言えないだろう。また、特許数が増えていく場合、取得した特許を維持管理するコストと、開発のサイクルが短く権利期間も限定されている（10年～15年）ことを考えれば、有効期間内の権利公開によって、多少とはいえ開発コストの回収も期待できるのだから、優位をもつと考えられる。日特連の徴収額を管理・監視機能のコストとして見れば、期待しうる特許料収入は、そのコストを差し引いた分として考えられ、日特連の徴収額は、一概に安価とはいえない。

4. 競争者を排除しないことの経済性

4-1 機械の構造的問題

権利者にとって一見不利に見える安価な特許料が特徴的な日特連の特許管理の仕組みには、見方を変えれば、パチンコ機械の構造的特徴によるクロスライセンスという技術的メリットがある。組立製品は、有力な特許が部分的にあっても、それだけでは完成しない特性をもっている。しかも既述のように、人気機種を開発する企業は短期に入れ替わった。したがって、パチンコ機械の各部品が特許で押さえられながら、各特許を各社が各々に持っているおり、実施許諾を受けたとしても、機械価格の原価コストに特許料を上乗せしなければならない。機械価格に転嫁できなければ、コストが価格を上回る場合もありえる。

有力な特許をもつ企業が数社存在した場合に発生しうるこの問題は、クロスライセンスによって解決される可能性がある。次の引用文は、パチンコ機械の構造的な特徴が、特許料徴収を抑制したことを示している。特許料 300 円は高いという質問に対する当時日工組の組合長を務めていた中島氏（平和⁷⁹ の代表者）の回答で、有力メーカーの譲歩がみられる事例でもある。

⁷⁹ 平和の躍進は、1957 年に前掲のコミックという役物を開発し、それを取り付けた機械が全国的な人気機種となって始まった。

パチンコ産業における特許プールの成立

「特連が遊技機に関係する一切の権利を持っていて、特連が一本で指揮できるのなら問題はないのですが、実際はそうではありません。…遊技機の特許が一本になっていない点に、特許料問題の難しさがある。300 円のうち大口なのはH社の百円です。H社以外にも各社はそれぞれ権利を持っています。うちの平和も権利を持っているが、一社が権利を要求すると、誰も欲しくなってきます。…一社が権利を要求すると、最後には極端な例が、特許料が製造価格より高くなる。従って、私自身権利を主張したいが、特許料をとらないでいて、他のメーカーにも我慢するように説いている。」⁸⁰

4-2 規制が開発にもたらすリスクの問題

第2に、この産業のもう1つの特徴として、開発リスクの高さと、開発リスクに大きな影響を与える規制の問題がある。パチンコ産業には、警察庁によって様々な規制がなされている。機械製造では、前述のように、1955年の連発式の禁止以降、上市前の検定・認可が義務付けられた。認可基準に合わせて開発しても、例えば1955年「12月末、豊国が提出した7回目の研究製品が東京警視庁を漸くパスした。」⁸¹ というように、検定で不合格になれば、再度検定を受けるために改善につとめる。再検定までの期間が長びけば、改善の可能性があっても、流行に左右されやすい製品特性から、開発を中止、諦めざるを得ない。しかも、各都道府県別で検定を受けねばならないうえに、その基準も統一されていなかった。ある地域で認可を受けても、他地域では不認可となることもあったのである⁸²。このように、開発過程と開発後の検定による二重の制約が、開発リスクを高めた。そこで、例えばあるメーカーの特許を使用して開発した機械に認可がおりの場合、その特許の利用が、検定にまつわる開発リスクを縮小する手段となりうる。この役割をメーカー同士で分担できれば、リスクシェアの期待も高まる、と考えられる。そして、許諾を受けた特許を利用して人気機種となった機械の類似品を製造すれば、開発のリスクとコストを下げられる⁸³。

また、開発のサイクルが短いことも、負担を大きくした。パチンコ機械の販売（機械の入

⁸⁰ 「これからの遊技業界 窓口一本化を主題に」『遊技通信』1961年8月5日付。

⁸¹ 「豊国遊機対西陣商会 権利使用と友好的関係結ぶる」(『遊技通信』1956年7月5日付)。こうした事態は、産業の基本的な特徴として、現在も続いている。確認できる事例として、「アルゼの前期経常益 80%減 パチンコ不認可響く」(『日本経済新聞』2005年4月12日付)。減益は「新規機種のパチンコが認可されず、販売できなかつたことが響いた」とされた。不認可が特に問題となるのは、風営法の改正による機械の新規制(同事例の場合は2004年の7月改正)であるが、言うまでもなく改正は予測不可能である。

⁸² 「豊国遊機対西陣商会 権利使用と友好的関係結ぶる」『遊技通信』1956年7月5日付。

⁸³ 例えば、1957年に平和が考案したコミックが1960年代初頭まで人気をえたときには、平和のコミックゲートの類似品と見られる東海産業のコミックゲート、新栄遊機製作所コミックスーパー、といった機種の販売広告がみられた(『日本遊技界』1957年9月25日付の広告欄)。

替時期)は、毎年春先、お盆、正月などの休み前に集中し、メーカーの新機種の開発と生産は、長期にわたってこの三つの時期にあわせて行われていた。メーカーにすれば、1年に複数回にわたって新しい機種を開発し続けなければならない。そこで、短期的には、他メーカーの人気機種の類似製品を作り、開発リスクと開発コストの双方を縮小した可能性がある⁸⁴。

日特連の設立の背後にある三つ目の要因、すなわち「開発促進」の期待のもと、1960年10月17日に開かれた日工組、日特連、全商連、部品製造業者の材料組で構成される連合会、全国商工協議会理事会で「新型機保護育成に関する内規」(日特連)が要請され、承認された⁸⁵。新型機種の開発を促進するために、日特連メンバーが開発した新機種を日特連内の委員会で「新型機」(新発案に基づいて開発されたもの)として審査し、メンバー相互間の使用を促すという内容であった。また、新案についても奨励金を与えるなど、日特連が積極的に発掘する、組織による特許取得の構想も出された。これらの試みのその後の経緯は不明だが、注目すべき成果が取上げられることはなかった。

4-3 設備投資の抑制

最後に、パチンコ機械製造の特徴として、設備投資の非弾力性について触れておきたい。上述したように、機械入替えのピーク期にあわせて製造を行うため、閑散・繁忙期で生産の

⁸⁴ 同上。

また、次の「公取供述報告書」(タイトルは筆者による。証言者はフィーバー機を開発したSANKYOの役員)からの引用は、1990年代のパチンコ産業のあり様を反映しているが、産業特徴を理解する上で参考になる。なお、「公取供述報告書」は、1996年公正取引委員会が、新規参入を集团的排除したとの容疑に基づき、日特連とメーカー10社に対して行った調査の過程で作成されたものであり、日特連のメンバーが公取の調査を受け、その際の問答を担当弁護士に提出した書類である。一部しか残っていないが、情報共有の目的もあって、公取とのやり取りが詳細に再現されている。以下、「報告書」と略称する。

「弊社が皆さんに作ってもらった理由は3つあります。確かに皆さんに作らせなければ、弊社に莫大な台数の受注があるでしょう。もし弊社がその受注に対処すべく莫大な設備投資をし、大勢の従業員を採用したらその後どうなるでしょう。…私どもの業界の商品は、人気が出てすぐブームになりますが、ライフサイクルが短い為すぐにブームは終わってしまいます。その時に過剰な生産設備・過剰従業員を抱えて経営が成り立たなくなってしまいます。理由の2番目は、…もし弊社が独占したとすれば、私どものお得意先であるユーザーから、大変な苦情が来てしまいます。…限られた生産能力で受注に対処すれば、その機械を早く導入できたお店と、長期間納入待ちのお店では、お店の売上にごい差が出てしまいます。そうなった場合、早く入らなかったお店から弊社に対する強い反発が出て大変なことになってしまいます。理由の3番目は…弊社がたまたまフィーバーというヒット機種を出しましたが、他のメーカーさんでもそれまでに色々ヒット機種を出しておりますし、弊社もそのヒット機種と同じようなものを作らせてもらったことも今までにありますし、今後も他社のヒット機種と同じ物を作らせて貰うこともあるでしょう。」(SANKYOの役員、1997年2月17日実施の「報告書」より)。

⁸⁵ 「全商工協議会 各单位組合の状況報告」『遊技通信』1960年19月25日付。

パチンコ産業における特許プールの成立

格差が著しかった⁸⁶。開発リスクの高さ（規制と短いサイクル、人気機種は市場反応でしかわからない）を前提に、メーカーは基本的には受注生産で対応した。いざ人気機種が現れば、パチンコホールにとっては売上と競争力に直結するため、競争ホールに先駆けたスピーディーな導入に躍起になる。メーカーはこの要望に対応しなければならない。ところが、そこには二つの問題が発生する。第1に、例えば、Aメーカーが売り出したある機種が人気を得たとしても、Aメーカーはその需要にすぐに対応できる生産設備をもっていない。生産能力の拡大は非弾力的だからである。このとき、他メーカーの類似品製造が、生産シェアリングの上で意味をもつ。では、Aメーカーの生産能力の不足という事態が何故起きるのか、これが第2の問題点である。Aメーカーが人気機種の潜在的な需要に見合った生産規模を保有していたなら、閑忙期を通した稼働率が低下し、設備投資の回収も危ぶまれる。そして、各機種の人気と人気寿命は予測不可能であるから、長期回収を要する設備投資に慎重になる⁸⁷。この状況では、まずは設備投資より、既存設備のフル稼働によって対応する。そのキャパシティの絶対的限界が、競争他社による類似品製造の許諾と自社の設備投資の抑制との、整合性をもつ均衡点になる。こうした局面の全面的な顕在を見るのは、機械生産が急拡大して、入替え時期が短期化する1980年代以降であるが、季節集中性、流行による設備の負担は、パチンコ機械製造産業が本来もっている特徴として指摘しておきたい。

しかし、以上の開発リスクの一部は、日特連の機能によって克服されうる。特許を所有しているメーカー間では特許料は相殺されるから、監視（審査業務）と許諾業務が必要となる。また、メーカーにとって被許諾者の他メーカーは、市場から排除すべき対象ではない。例えば、安価な特許料で権利の実施を許諾し合い、人気機種の開発もすれば、類似品も製造する

⁸⁶ このような特徴は、パチンコ産業の長い歴史のなかで続いてきた。注75の証言を参照。また、業界関係者の証言によると、例えば、1999年前後においてなお、「繁忙期と、閑散期とあって、そのギャップが非常に大きい。全く生産がゼロになる月がありますね。」（メーカーの元工場マネージャーの証言、2004年10月26日聞き取り調査）。因みに、同証言は大手メーカーのケースである。

⁸⁷ この見解を裏付ける資料は見当たらない。注62と、時代を遡るが、流行に左右されやすい産業特徴から、次のメーカーの発言は参考になる。「…私たちが始めまして今年の4月までは大体機械が間に合わないというのが現状でありました。…相当に規模を拡張しても、そのうち不況になれば困るのではないかという考えが強かったのであります。いわゆる、他の業種のものより寿命が短いだからという立場から、かなり注文があってもその生産規模をそれ以上拡張しようとしなくて、兎に角はじめの規模でもって終始一貫し間に合わせたという現状であります。伸ばしえる余力を持ちながら伸ばさないである一定の限界で留めていたということは賢明なことではなかったと思います。兎に角東京へ販路を見つけるなり、大阪へ販路を見つけるなり、そういうような働きかけすらもしなかった…」（「メーカー遊技場との希望座談会（4）」『遊技通信』1952年4月14日付）。本論より10年以上前の発言であるが、変動の激しい業界の特徴を前提に、生産能力の拡張が、自社の販路・営業などの事業能力に係る戦略に依存していることを物語る。発言者は前掲平和の創業者、中島氏であるが、後に営業力を強化し、それに見合った生産拡張を行っている。同様の戦略は、西陣にも見られた。これらについては、別稿を準備している。

といった、互いが、開発を分担し合う関係の可能性も秘めているのである⁸⁸。つまり、各メーカー同士が開発の負担を軽減し合う現実的な意味を持っていた。

むすび

以上の検討から明らかなように、特許紛争の激化を背景に設立された日特連は、1960年代において、一方で特許プールとしてメーカー相互間の特許の安価な利用を保証しつつ、他方で、業界の懸案であった不正業者による模造品の製造などを排除し、以て、機械価格の安定化を実現した。以下では、日特連設立にいたった三つの背景に即した結果をまとめ、パチンコ産業史における1960年代の位置と、日特連設立の意味をまとめておこう。

第一に、特許紛争について言えば、特許無効審判など、解釈をめぐる事件が1960年代を境に起きなくなったことに、日特連結成の成果が端的に表れている。1950年代には対抗的な無効審判まで引き起こした事件が相次ぎ、高額な賠償金を支払う結果を招きもして、技術開発者にしてみれば、当然保護されるべき権利であった。組立製品である製品特性から、他社特許を回避できる技術開発の可能性は常に潜在していた。ここで、解釈相違などに伴う長期にわたる紛争の可能性と、結果の不確実性が、特許技術の開発にとって、ますます現実的な問題となっていった。しかも、人気のサイクルが短く不確実性の高いパチンコ産業では、一社による長期間の市場支配は、特許技術によっても、事前的に約束されなかった。そのなかで、特許プール組織の役割が注目され、日特連は、結成後特許管理を集約的に担い、紛争を事前に調整していった。

1960年代に見られた訴訟の殆どは、日特連の監視機能の元で、不正業者を規制する目的で行われ、激しい機械の価格競争という第二の問題は、日工組と日特連の連携によって終息に向かった。機械規制のもとでは、開発による差別化には限界があり、メーカーの選択しうる戦略の一つが、価格競争であった。しかし価格競争は、経営圧迫を経由して、業界の状況をさらに深刻化させた。類似品を無断で製作し、さらに物品税を支払わずに過大な価格競争を招く不正業者が存在したからである。攪乱著しい市場で、それらの排除なくして、安定的な企業活動の長期的な見通しをたて難い、と考えるのは自然であろう。日特連が、有力な特許を持つ企業を内包して結成できた背景には、こうした理由があったと思われる。ただし、日特連において評価されるべきは、法的規制力のみではないと強調しておきたい。特許管理

⁸⁸ この機能は、参加企業の対等な開発力という条件の下ではじめて意味がある、という反論がありえよう。より効果的という面ではその通りであるが、何社あるかという数の問題ではない。有力な企業数社に限られてもシェアの意味はある。忘れてはならないのは、日特連の他の機能との総合的な思考であって、メンバーの開発力が不均衡である側面のみをもって、日特連の存在意義を否定するとしたら、それは偏った見方と言えよう。

パチンコ産業における特許プールの成立

が機能してこそ、不正業者への規制が効果を持ちえた。つまり、日特連の特許プール組織としての役割が前提になった。アウトサイダーに限らず、激しい価格競争を禁じた契約条件の設定に象徴されるように、インサイダーの特許使用に対しても、日特連の監視、管理機能は有効であったし、なにより、権利者にとって重要であった。

もともと、第三の開発促進においては、期待されたほどの結果を得られなかった。冒頭で述べたように、パチンコ産業の50年のなかでもこの時期は、間違いなく沈滞傾向にあった。それは、日特連に期待された機種開発が必ずしも効果をあげず、ブームを呼ぶ機種の誕生に至らなかったことに端的に表現されている。規制という外的要因によって、大きく制約されていたからである。これを鑑みれば、1969年に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（風営法と略称）が改正され、パチンコ機械に対する規制が緩和されたことは重要であろう。引き続き1972年11月には電動式の認可が発表（1973年4月実施）され、パチンコ産業は新たな段階をむかえる。

以上のように、1960年代のパチンコ産業発展における課題は、価格安定が敷衍する市場機能の回復であり、この点において、日特連は不正業者の排除に重要な機能を果たした。冒頭では当該第2期を、メーカーの大挙退出に依拠して沈滞の時代としたが、**図2**に見るように、50年の産業史のなかでも1960年代は、ホール1店舗当りの台数を大きく拡大しながら市場が成長した時代でもある。この時代のメーカーの退出は、不正業者が排除され、市場が安定に向かう過程の現象であったのだ。

次に取り組むべき問題は、日特連によって激しい価格競争が抑制されたときに、各メーカーにはいかなる戦略が可能であり、それらの戦略はいかなる競争をもたらしたかであろう。これらが次なる課題として、1970年代を分析する視点になる。